

福島町教育委員会障害者活躍雇用推進計画

(令和2年3月24日策定)

1 機関名等

| | |
|-------------------------|--|
| 機 関 名 | 福島町教育委員会 |
| 任 命 権 者 | 教育長 小野寺 則之 |
| 計 画 期 間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 福島町教育委員会における障害者雇用に関する課題 | 福島町教育委員会職員は、令和元年4月1日現在10名で小規模な機関であり、福島町より出向により人事配置されるため、募集・採用については行っていない。 また、これまで大きな問題は生じていなく、組織的な体制整備は実施していない。 |

2 目標

| | |
|-----------|---|
| ①採用に関する目標 | 教育委委員会職員は、町からの出向職員により構成されており、独自の採用等を行っていないため、目標設定はできない。 |
| ②定着に関する目標 | 独自での採用はできないため、定着に関する目標は設定しない。 |

3 取組内容

| | |
|-------------------|---|
| 1 障害者の活躍を推進する体制整備 | 【組織面】 ○障害者雇用推進者として教育委員会事務局長を選任する。 ○職員の相談窓口は、学校教育係長が担当する。 【人材面】 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、人事担当課と協議のうえ、北海道労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。 |
|-------------------|---|

| | |
|---------------------------|--|
| 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、人事担当課である総務課及び北海道労働局に相談しつつ、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> |
| 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○現在、障害者である職員は人事配置されていないが、配置された場合は、毎年実施している人事評価における面談において、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> |
| 4. その他 | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |